

利子補給額確定申請に必要な書類一覧（詳細版）

■次の（１）～（６）を全て準備し、郵送してください。

（１）利子補給額確定申請書

チェック欄

- ・この申請書は、助成申込後に交付決定通知と同時にお送りします。
- ・「利子補給額確定申請書記載要領」をご確認の上、記入してください。
- ・マンション改良工事助成申込と利子補給額確定申請の間に、**理事長が変更**されている場合は、理事長の変更を承認した総会等の議事録（変更後の理事長の氏名を確認できるもの）を併せて提出してください。

（２）「金消契約締結に関する通知書（総額決定通知）」の写し

チェック欄

（３）機構と締結した「金銭消費貸借契約証書」の写し

チェック欄

（４）今後の償還予定表の写し

チェック欄

（５）工事写真

チェック欄

- ・建物全景（施行前と後）、施工状況（施行前と後）を提出してください。
- ・工事写真が膨大になる場合は、抜粋していただいても構いません。
（例：バルコニー防水の施行前後の写真が全戸分ある場合、ある１戸の施行前後の写真のみを抜粋）

（６）「利子補給台帳」送付用封筒

チェック欄

- ・A4用紙が三つ折りに入る大きさ（長3サイズ）、**82円切手**を貼りつけてください。
- ・委任状によって、利子補給台帳受領が委任されている場合は、管理会社や施行会社等の住所を、委任されていない場合は、理事長又は管理組合の住所をあらかじめ記入してください。
- ・会社宛の**料金受取人払郵便**もご利用いただけます。